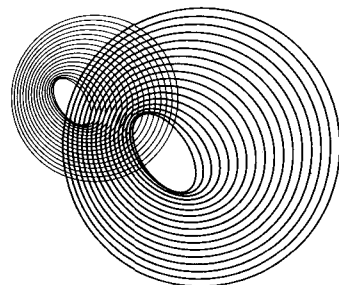


# 金庫株の活用と最新税務・会計



後 宏治 公認会計士・税理士

## ◆ Essence ◆

昨年10月1日から商法改正により金庫株が解禁された。それに伴い企業会計基準委員会から会計処理が明らかにされ、平成14年度の税制改正案により金庫株処分の税務処理が確定する。これらにより、金庫株の法律・会計・税務の取扱いが明確になった。

非公開中小企業において、金庫株は組織再編・M&A・ストックオプション等に、さらに企業オーナーが相続税の納税資金確保、物納にも活用できるので、その可能性を検討しておく必要がある。

## 1 金庫株解禁の意義

商法が改正され、平成13年10月1日から自己株式の取得・保有が原則自由になっている。いわゆる金庫株の解禁である。旧商法では、会社が自己株式を取得することは原則として認められていなかった。しかし「株式持ち合い」を解消する必要性から、会社が自己株式を取得できる制度が必要とされた。

このような環境下で導入された「金庫株」の政策上の目的は、もっぱら株価対策である。そ

の他に「金庫株」には、株主資本が減少して株主資本利益率（ROE）が改善するという効果や、買取に対する防衛手段にもなり、将来の合併・株式交換に迅速に対応できるようになるなど、M&Aに利用されることも期待されている。

## 2 金庫株の法務

### 1 商法改正の概要

旧商法は、会社が自己株式を取得することを原則として禁止し、一定の目的による取得のみを例外的に認めていたが、改正法は、会社は定時総会の決議をもって、原則として配当可能限度額の範囲内で、次の定時総会の終結時までに取得できる権限を取締役に授け、これに基づいて会社は自己株式を取得できることになった（商210）。

また、旧商法は、取得した自己株式の処分について特に規制を設けていなかったが、改正法では、保有する自己株式を取締役会の決議により消却し（商212）、また、合併等の際の代用自己株式として使用することができるようにし（商409ノ2他）、取締役会の決議により処分できることとし（商211①）、その時には新株発行等の規定を準用することとした（商211②）。

要するに、定時総会の決議を経ること、およ

び、配当可能利益の範囲内等の一定の要件を満たせば、会社は自己株式を、その目的・数量について制限なく買い受けることが可能になった。また、買い受けた自己株式を会社が永久に保有し続けることも可能になった。

この制度の基本理念は、「会社による自己株式の取得は、会社の利益処分の一方法である」というものである(注1)。なぜならば、会社は永久に自己株式を保有し続けることができ、かつ、会社の清算時には自己株式は無価値な資産であるため、実態として利益処分であるときみなしうからである。また、このような資産であるため、貸借対照表上の資産の部に計上することはできず、資本の部の控除項目としての表示が必要になった。

また、金庫株は永久に保有でき、同時に貸借対照表能力のない点を考慮すると、金庫株(=自己株式の取得・保有)の経済的な本質は株式消却と同視できる。

ところで、自己株式の処分は不自由になった点に注意が必要である。旧商法では、自己株式の処分について特に規制がなかったが、改正法は、別段の定めのある代用自己株式の交付以外の場合に原則として新株発行に類似する手続きを要求し、処分方法に制限を加えている。すなわち、改正商法は、金庫株の処分を新株発行と類似の制度として位置づけている。

上記より、「金庫株の取得・保有」=「株式消却」、「金庫株の処分」=「新株発行」と考えると、この制度の本質の理解に資するものと思われる。

## 2 改正法の財源規制

改正法では、取得する自己株式の数量については制限を設けない代わりに、次のように取得価額総額について財源規制をおいている。すなわち、原則として会社は配当可能利益の範囲内で自己株式を取得しなければならないが、それに加えて法定準備金の減少決議、および減資の決議をした場合には、その金額を財源に加えて

その範囲内で自己株式を取得できることになっている。

## 3 金庫株の会計処理

### 1 商法の規定

#### (1) 自己株式の貸借対照表上の表示方法

自己株式の表示方法については、商法は直接の規定をおいておらず、「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書および附属明細書に関する規則」(以下、「計算書類規則」という。)がそれを定めている。

改正前は、決算期に保有する自己株式は原則として流動資産の部に記載し、例外としてストック・オプション目的のものを投資等の部に記載することになっていた。

改正後の計算書類規則では、資本の部に自己株式の部を設け、そこに控除形式で記載することとなった(計規34④)。その理由は、自己株式の取得は実質的に会社財産の払い戻しであると考えられること、および、自己株式を資産の部に計上すると見かけ上の資産総額が膨らみB/Sの読み手に誤解を与えるおそれがあることの2点である。

また、資本の部における自己株式の部の表示位置は、計算書類規則では規定されていないため、後述する公正なる会計慣行としての財務諸表規則によることになる。

#### (2) 自己株式を処分した場合の処分差額の処理

会社が自己株式を処分した場合の処分差額の会計処理については、商法には規定がない。したがって、公正なる会計慣行に従うことになる。具体的には、企業会計基準委員会から公表される企業会計基準によることになる。

### 2 企業会計基準の考え方(注2)

#### (1) 自己株式の取得・保有

商法で自己株式の表示を資本の部の控除項目

に変更したこと、および、会計理論上は従来から「自己株式の取得は、株主との間の資本取引であり、会社所有者に対する会社財産の払い戻しの性格を有する資本の控除である」とされていたことから、自己株式は資本の控除として処理されることとなった。したがって、期末に保有する自己株式は、その取得原価で一括して資本の部の末尾において控除する。

## (2) 自己株式の処分

改正商法においては、自己株式の処分の方法は、「新株発行の手続きを準用した原則的な処分」、「代用自己株式としての使用としての処分」、「新株予約権の行使に伴う自己株式の交付による処分」がある。ここでは、原則的な処分形態である「新株発行の手続きを準用した処分」について説明する。

自己株式の取得および処分は原則としてその時の時価で行われなければならない。他方、今回の商法改正で、会社は取得した自己株式を永久に保有できることになった。その結果、自己株式の取得の時点と処分の時点が異なり、その時価についても当然異なることが予想される。すなわち、自己株式処分差益や自己株式処分差損が生ずる。

自己株式の処分は新株の発行と同じ実態を有することから、自己株式処分差益の性格は、株主からの払込資本であると考えられる。したがって、自己株式処分差益は資本剰余金として処理されることになる。具体的には、資本剰余金の区分の内訳項目であるその他資本剰余金に計上されることになる。

自己株式処分差損については、自己株式の処分が新株発行と同様の経済的実態を有する点を重視して、資本剰余金を減少させる処理となる。しかし、資本準備金の取崩しは商法上の制約があるため実務的に困難であり、したがって、その他資本剰余金から減少させることになる。

つまり、自己株式処分差損は、その他資本剰余金から減額し、減額しきれない場合は、利益

剰余金のうち当期末処分利益から減額（または、当期末処理損失を増額）する。その他資本剰余金を減額する場合には、自己株式処分差益、資本金及び資本準備金減少差益の順番で減額する。また、当期末処分利益を減額する場合には、損益計算書において当期純利益等の次に自己株式処分差損等の科目で表示することになる。

### 《パターンA》

現金預金	150	自己株式	100
		自己株式処分差益	50
		(その他資本剰余金)	

### 《パターンB》

現金預金	50	自己株式	100
自己株式処分差損	50		
(その他資本剰余金)			

## (3) 代用自己株式の交付

合併、株式交換、吸収分割の際に、新株発行に代えて保有している自己株式を交付することができる。企業会計基準では、代用自己株式の処分の対価を、合併等により引き継がれる純資産の一部と考えて会計処理を行うこととされている。単純化のため次の例で考えてみる。合併により純資産を時価100で引き継ぐときに、交付株式総数のうち交付する代用自己株式数が30%である場合には、代用自己株式の処分の対価は30となる。その額と代用自己株式の取得価額との差額は、自己株式処分差額として上記(2)と同様に処理される。また、残りの70%部分の70については新株が発行される。

別の例で、合併により純資産を簿価50で引き継ぐときに、交付株式総数のうち交付する代用自己株式数が30%である場合には、代用自己株式の処分の対価は15となる。その額と代用自己株式の取得価額との差額については上記(2)と同じである。また、残りの70%部分の35については新株が発行される。

つまり、引き継ぐ資産の価額（簿価の場合もあり得るし、時価の場合もあり得る）を交付総株式数で除して交付代用自己株式数を乗じた額

を代用自己株式の処分の対価として認識し、処分差額を求め、その他資本剰余金として処理するのである。

## 4 金庫株の税務

### 1 金庫株の税務の概要

改正前は、自己株式の取得も処分も、単なる有価証券（株式）の売買取引として課税関係が律されていた。改正後の税務処理では、発行人が自己株式を取得した場合には、取得の時点で1株当たりの利益積立金を減少させ（法24①五、所法25①五）、その金額を株主に払い戻したものと取り扱われる。したがって、自己株式を実際に消却しようとしまいと、取得した段階で株主には原則として「みなし配当課税」が生じることになった（法24①五、所法25①五）。

また、発行人が取得した自己株式を処分した場合の自己株式処分差額（税務上の簿価と処分額との差額であることに注意）は、平成14年度の税制改正によって、資本積立金の増減項目として処理されることが明らかになっている（改正法案27七口）。

結局、発行人の自己株式の取得および処分は資本等取引であると税務上考え方を整理したと解される。したがって、発行人については、自己株式の取得および処分により損金や益金は発生しないことになり、課税関係が生じないことになる。他方、株式を発行人に譲渡した株主については、自己株式の取得に伴い交付され

る金銭等は資本等の払い戻し部分と利益の分配部分から構成されると考えて、原則として利益分配部分に対するみなし配当課税が生ずることになる。

### 2 みなし配当の金額の計算

株主が、株式発行人の「自己株式の取得」により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その交付を受けた金銭の額および金銭以外の資産の価額の合計額が株式発行人の資本等の金額（その取得した株式に対応する部分に限る）を超える場合には、その超える部分の金額がみなし配当とされる（法24①五、所法25①五）。

その取得した株式に対応する部分の資本等の金額は、資本等の金額に発行済株式数のうちに取得株式数の占める割合を乗じて算出する（法23①五、所令61②五）。

金庫株の取得時に株式の時価が株主に支払われるが、その譲渡代金として支払われた金銭等のうち株式発行人の資本等の金額を超える部分が「利益の分配」として、みなし配当になる。

### 3 みなし配当課税を行う理由

金庫株でみなし配当課税を行う理由は、既存の配当課税制度とみなし配当課税制度の2つが実質上骨抜きになる弊害を防止するためであるとされている。

すなわち、株式の発行人が、自由に自己株式を取得できるようになるということは、株式を対価に金銭を交付する点に着目すると、実質的に利益の分配が自由にできるということになる。そして、会社が配当を行わず株式を少しずつ買い取ることが可能となるため、現行の配当課税制度が有名無実になることが予想される。また、自己株式の保有が原則自由になり、会社はいつまでも自己株式を保有していてもよいことになった。旧商法上の株式消却制度における「自己株式を取得すれば必ず消却する」という

図表1 基本的な考え方の整理

	商法の考え方	税務の考え方	
		発行人	株主
自己株式の取得	利益処分 (株式の消却)	資本の払い戻し 利益の分配	資本の払い戻し 利益の分配 (みなし配当)
自己株式の処分	新株発行	資本等取引	

関係がなくなることから、消却の時点でみなし配当課税が困難になり、そのため、自己株式の取得の段階で課税をしておく必要がある。

さらに、自己株式の取得は、減資や非適格組織再編等のみなし配当課税を回避する手段として利用される恐れもある(注3)。

なお、未公開会社の場合、自己株式の取得は相対で行うしかないので、営業譲渡や合併等の場合を除き、原則としてみなし配当課税が生ずることとなる。

#### 4 取得する法人の税務

この項では紙幅の関係上、市場等における購入等によりみなし配当課税が生じない特例計算の取扱いについては省略し、相対取引で取得しみなし配当課税が生ずるケースを前提とする。

##### (1) 金庫株の取得～利益積立金の減少

自己株式を金庫株として取得した場合、その交付金銭等の額が資本等の金額を超えるときには、その超える部分の金額はみなし配当とされている。したがって、これを株式発行法人の利益積立金から減算しなければならない。すなわち、自己株式の取得により交付した金銭の額および金銭以外の資産の価額の合計額が取得資本等金額(=取得の直前の資本等の金額を発行済株式または出資の総数で除して計算した金額に取得をした株式の数を乗じて計算した金額)を超える場合のその超える金額は、株式発行法人の利益積立金から減算しなければならない(法2十八ア)。

具体的には、以下の算式で計算される金額が利益積立金から減算されることになる。

$$\frac{\text{取得直前の資本等の金額}}{\text{発行済株式等の総数}} \times \text{取得株式数} \\ = \text{取得資本等金額}$$

$$\text{自己株式の取得により交付した金銭等の額の合計額} - \text{取得資本等金額} \\ = \text{減算する利益積立金額}$$

また、株式発行法人が自己株式の取得をした

場合のその取得価額は、購入代価であるが、上記の「減算する利益積立金額(みなし配当)」があるときには、その金額を控除することに留意が必要である(法令119①一)。すなわち、利益積立金部分は譲渡した株主に払い戻されたとみなすため、発行法人が取得した自己株式の取得価額は、この払い戻した利益積立金相当額を控除したネットの対価であると考えるのである。

なお、商法上、税務の資本等である資本金や資本準備金を取り崩して、自己株式を取得することができる。その場合にもみなし配当課税がなされるかどうかが問題となる。この点について、現時点では課税上の取扱いが明確ではない。しかし、特段の規定がない以上、商法上の取扱いは税務では関与せず、条文のいうように「取得の直前の資本等の金額」を前提にしてみなし配当課税が行われると解するしかない。すなわち、商法上の資本金や資本準備金を取り崩して自己株式を取得した場合にも、みなし配当課税が行われると解する。資本と利益の明確な分離という原則からははずれることになるが、条文上やむを得ない。

##### (2) 消却～資本積立金の減少

自己株式について消却を行った場合には、消却直前の自己株式の帳簿価額(税務上の帳簿価額で上記(1)で述べたように取得時のみなし配当の金額は含まれない。)を消却直前の株式数で除し、消却した株式数を乗じた金額から、その消却で実際に減少した資本の金額を減算した金額を資本積立金から減算する(改正法法案2十七ネ)。

具体的には以下の算式で計算された金額を減算する。

$$\frac{\text{消却直前の自己株式の帳簿価額}}{\text{消却直前の自己株式の数}} \times \text{消却した株式数} \\ - \text{消却により減少した資本金額}$$

##### (3) 処分(譲渡)

自己株式を保有している法人が自己株式を譲

渡した場合、譲渡対価の額から自己株式の譲渡直前の帳簿価額を減算した金額を資本積立金に加算することとされた（改正法法案二十七口）。平成14年度税制改正により、自己株式を取得して保有している株式を、帳簿価額より高額で売ろうと低額で売ろうと、資本等取引として資本積立金の増加減少項目として処理されることになり、一切課税関係が発生しないこととなる。

#### (4) 代用自己株式として交付

合併等に際して合併法人等が自己株式を保有する場合には、新株発行に代えて自己株式を被合併法人の株主に交付できることは前述したとおりである。税務では、商法の処理にとらわれず、代用自己株式の譲渡対価の額をその帳簿価額に相当する金額とし、譲渡損益の計上を行わないこととしている（法法61の2⑤）。なお、この代用自己株式の合併直前の帳簿価額は、合併にかかる増加資本積立金から控除することになっている（改正法法案二十七二，法令8の2②二）。

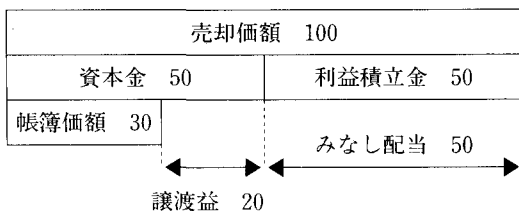
### 5 売却する株主の税務

金庫株として発行人に株式を譲渡した株主には原則としてみなし配当が発生する。そして株式の譲渡対価からは、みなし配当の金額を控除する取扱いになっている（法法61の2①，措法37の10④）。したがって、売却株主の株式売却損益は次の計算式で算出される。

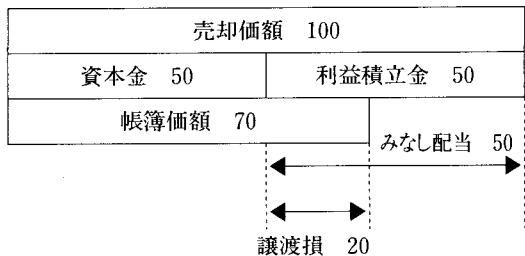
$$\text{株式譲渡対価} - \text{みなし配当の額} - \text{譲渡原価(帳簿価額)} = \text{株式譲渡損益}$$

譲渡益、譲渡損がでる場合を図示すると次のようになる。

図表2 譲渡益がでる場合



図表3 譲渡損がでる場合



#### (1) 個人株主の税務

個人株主による金庫株の売却時の課税関係は、配当所得と譲渡損益の両建てになっている。従前では、株式の譲渡にすぎなかったため、申告分離課税26%（所得税+住民税合計）ですんだが、配当所得課税になり、増税になってしまっている。配当所得は配当控除の適用があるものの総合課税に取り込まれ、最高税率50%（地方税は別に最高13%）の累進課税である。したがって、個人株主にとって税負担が極端に重くなっている。

株式譲渡益がある場合には申告分離課税で26%（国税地方税合計）であり、株式譲渡損がある場合には同じ株式内で内部通算され、それでも赤字がある場合には他の所得とは通算されず切り捨てになってしまう（措法37の10①）。

#### (2) 法人株主の税務

法人株主による金庫株の売却時の課税関係も、受取配当金と譲渡損益の両建てになる。個人と異なるのは、受取配当金については益金不算入制度があり、要件を満たすと課税されないという点である。したがって、受取配当金の益金不算入の要件を満たす場合、譲渡損益だけ損金または益金に算入されることになる。先の図表3の例で説明すると、みなし配当50は受取配当金益金不算入制度により課税されず、譲渡損20は損金算入が可能である。個人に比べて非常に有利な課税関係として整理されている。

結論として、個人株主が発行人に株式を譲渡するよりも、法人株主が発行人に株式を譲渡した方が、税務上有利な取扱いになっている。

## 5 金庫株の活用の仕方

### 1 将来の M&A や株式交換に利用

金庫株はその本来の目的の1つである「機動的な組織再編成」に用いることが想定される。中小企業でも、企業グループ全体を効率化していくために積極的に再編制度の利用が期待されている。例えば、M&Aで代用自己株式としての利用が行われる場合には、税務上、基本的にその株式を帳簿価額で交付することになっているため、たとえ安く買って高く交付する場合でも譲渡益課税は生じない。また、含み損がある自己株式であっても、税務上損を実現することなく株式を移転することが可能である。

### 2 新株予約権の行使に伴う自己株式の交付

従来の自己株方式のストック・オプション制度が利用できなくなり、代わりに新株予約権制度の利用が商法上可能になった。役員・従業員のインセンティブとして、価値の増加が将来期待できる自社株を安い権利行使価格で取得できる権利を与えるものである。平成14年度税制改正案で税制適格ストック・オプションの要件が拡充されている。中小企業でも、今後公開等を目指す会社では積極的な活用が望まれる。この場合の譲渡差額についても税務上資本積立金の増減項目とされるため、課税関係が生ずることはない。

### 3 株式の整理・株式持ち合いの解消

中小企業の中には、株式を役員、従業員、取引先、親族などに持たせている会社も多々見受けられる。株主の権利意識が高まってきている環境で、分散した株式を集中させたいと思う会社もかなりある。しかし、金庫株が解禁される前では、分散した株式を集中させるには、特定の個人株主が資金を調達し他の株主から株式を購入するしか方法がなかった。しかし、金庫株

解禁後では、発行会社がいったん自己株式として買い取り、その後必要があれば集中させたい株主に処分するという、柔軟で機動的な対応が可能になっている。

また、親子会社間や他社との共同事業の必要性から、株式を持ち合っている企業も多い。このような会社が事業構造の見直しや共同事業の終了で、持合関係を解消したい場合にも金庫株は有効である。すなわち、持ち合っている株式を、互いに金庫株として譲渡し合えば、持合関係はスムーズに解消する。法人株主が自己株式として譲渡するため、発行会社が優良会社で利益積立金の金額が大きな会社であれば、みなし配当金の益金不算入で課税されず、そのうえ、株式の簿価が高ければ株式譲渡損が損金算入できる。税務上非常に有利な処理が可能になっているので積極的に活用したい。

### 4 納税資金対策として利用

金庫株の利用が一番期待されているのが、オーナー株主の相続発生後の納税資金対策である。改正商法では、自己株式の取得が原則自由になり、会社は自己株式をずっと保有し続けてもよくなった。金庫株の解禁により、実質的に会社による相続税の支払いが可能になった。

#### (1) 原則的な納税資金対策

相続人が、相続した株式を会社に売却し、その資金をもって相続税の納税をする通常の場合の株主の課税関係は、先に述べた個人株主の課税関係と同じである。

この対策をする際に留意しなければならないのは、会社が買い取る自己株式の取得価額の総額は（配当可能利益＋減少する資本金・法定準備金の額）を超えることができないという財源規制である。ところで、配当可能利益の計算上含み益は除かれるため、会社に含まれがたくさんあり、その結果相続税評価額が高額評価になっている場合の会社の株主には、買い取る株式数に限界がある。そこで、含み益を実現させて

配当可能利益を増やしたり、金庫株買い取りのためのオーナー死亡保険に入るなど、財源規制をクリアする事前の準備が必要となる。

## (2) 他の会社を利用した納税資金対策

(1)のような原則的な納税資金対策では、譲渡した相続人に高額な配当所得課税が生じてしまうため、利益留保の厚い会社の株主には実行が困難である。そこで、緊急避難としていったん別の会社に当該株式を譲渡しておき、時期をみて発行会社が自己株式として買い取る方法が考えられる。

すなわち、時価で他の会社（同族会社等）に売却し、納税資金を確保する。その後、他の会社は時期をみて発行会社にその株式を「金庫株」として売却するのである。

この場合の課税関係であるが、相続人である株主は、他の会社に売却するだけなので、従前と同じ扱いで26%の株式譲渡所得課税で終了する。他の会社は、その株式の時価が取得価額になり、それを発行会社に売却するときにはみなし配当と譲渡損益課税が生じる。この場合、法人のみなし配当は受取配当金の益金不算入制度の適用で配当額の80%または100%が益金に算入されず、課税をされることはない。また、株式の譲渡損益は通常の益金または損金に算入される。結果として法人株主である他の会社では税務上有利になる。ただし、単にみなし配当課税の軽減のためだけに他の法人を介在させるなどの対策は、租税回避にあたり、否認される可能性が高いものと考えられる。

## (3) 物納対策

現時点では金庫株に対応した物納事務がおこなわれていないため、現行の制度の概要をまず説明する。未公開株式の物納は、金銭納付が困難で他に物納適格財産がなければ認められる。その手続きには、①譲渡制限を解除（総会決議）、②株式買戻予定計画書（買戻予定者から提出）、③有価証券売払申請書（同）の3つが

必要である。収納してもらえれば次のような買い戻しの手続きがとられる。すなわち、原則として年1回以上処分予定価額を定めて競争入札を行う。ただし、換金性がない未公開株式を購入しようとする第三者は通常現れないため、競争入札で処分できないときは例外として、年1回以上随意契約適格者に買受勧奨を行うことになっている。

ここで、随意契約適格者とは、①主要株主（10%以上保有）、役員、従業員、②物納したその者（物納株式数を限度）、③主要業務につき現の継続的取引関係者をいう。事前に買い戻しの予定があるため、現実的には出来レースでその予定者が買い受けることになる。

実際の実務では収納してもらえる件数は少ない。しかし金庫株が解禁になったため、平成14年度与党税制改正大綱に、「取引相場のない株式の物納について、物納の要件およびその取扱いの明確化を図る」と改正項目として明示された。今後、配当可能利益が大きな会社の株式については、積極的に物納に応じてくれる可能性が高くなっている。

国が収納してくれることが前提になるが、物納における課税関係は次のとおりである。相続人が国に収納する段階では、譲渡する株主には一切の課税は生じない。その後、発行会社が国の有する株式を消却するなり、自己株式として買い受ける場合にも、株主および会社には課税関係は生じない。したがって、この対策によれば株主である相続人が負担する税金は、本来納めるべき相続税だけである。

非常に優れた対策だが、物納にあたり金銭納付が困難な理由等が必要であり、また国が収納してくれるかどうかはその条件が時点では不透明なことが欠点である。今後取扱いが明確になることが予想されるので、積極的な物納の準備も必要になるであろう。

## 5 時価の問題

金庫株として、発行法人が株主から取得した



り、その後処分する場合には、当然その時の時価で売買を行わなければならない。ところが、非公開会社の株式の時価は客観的に決まるものではなく、それを算定するのは非常に困難である。しかし、高額譲渡や低額譲渡になれば、寄附金課税や受贈益、贈与税課税など予期せぬトラブルが生ずる可能性がある。税務上のリスクを避けるためには、当事者の属性により、法人税基本通達や所得税基本通達、財産評価基本通達に従った株価の計算が必要になるが、具体的な算定にあたっては十分な注意が必要となる。

## 6 まとめ

以上、「金庫株」を利用した対策を概観した。上記の他に、金庫株の取得の価額によって、未公開株式の評価が影響を受けるなどの効果もある。新制度の導入によって、中小企業にとってさまざまな目的に利用可能な手段が付け加わった。今まで制約が多かった自社株式であるが、今後は各種手法と組み合わせての積極的な活用

が期待できる。なお、上記文章のうち、意見にわたる部分は筆者個人の私見であり、当然異なる解釈もあり得ることを念のため付け加えておく。

(注1) 江頭憲治郎「平成13年通常国会・臨時国会による商法改正について」商事法務1617号75頁～

(注2) この項目は、「企業会計基準第1号 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」、「企業会計基準適用指針公開草案第2号 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」、「企業会計基準適用指針第3号 その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」によっている。

(注3) 朝長英樹財務省主税局税制第一課課長補佐「企業組織再編成に係る税制について [第3回] 租税研究2001・7)

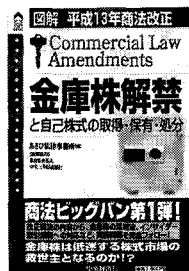
# 図解 平成13年商法改正 金庫株解禁と自己株式 の取得・保有・処分

あさひ法律事務所 編

A5判・304頁  
本体1,800円(税別)

ポイントとメリットがわかる!

- 平成13年の商法改正で解禁された金庫株(自己株式の取得・保有)について、改正法の内容からその活用法、インサイダー取引規制への対応など実務問題を完全フォロー。



中央経済社